

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①：大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、三重大学学則第 1 条（資料 1-1-①-A）に明確に定められている。各学部・学科においても、学則に定める「目的」を踏まえ、それぞれの特性に応じた理念・目的等を各学部規程等で明確に定めている（別添資料 1-1-①-1）。

さらに本学は、「基本的な目標（ミッション）」として「三重の力を世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す ～人と自然の調和・共生の中で～」を設定し、「基本理念」として「三重大学は、総合大学として、教育・研究の実績と伝統を踏まえ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」を目指し、学術文化の受発信拠点となるべく、切磋琢磨する」ことを掲げている。それらを実現するため中期目標を設定し、具体的な措置として中期計画を定めている（資料 1-1-①-B～資料 1-1-①-D）。

資料 1-1-①-A 三重大学学則（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本学は、広く教養を与えると共に、専門の学芸を教授研究し、科学及び技術の発達に努め、真理と正義を愛する人格を育成し、人類の福祉と文化の進展に貢献することを目的とする。

資料 1-1-①-B 三重大学の基本的な目標

大学の基本的な目標

三重の力を世界へ

地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。
～ 人と自然の調和・共生の中で ～

基本理念

三重大学は、総合大学として、教育・研究の実績と伝統を踏まえ、「人類福祉の増進」「自然の中で人類の共生」「地域社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」を目指し、学術文化の受発信拠点となるべく、切磋琢磨する。

1.教育

三重大学は「4つの力」、すなわち「感じる力」「考える力」「コミュニケーション力」と、それらを総合した「生きる力」を躍動させる場として、社会の新しい進歩を促すと同時に他者に対する寛容と率直の心を併せもった感性豊かな人材を育成する。

三重大学は課題探求心、問題解決能力、研究能力を育てるとともに、学際的・独創的・総合的視野をもち、国際的にも活躍できる人材を育成する。

三重大学は、多様な学生を受け入れるための教育制度を構築するとともに、学生の心身の健康を維持・増進させ、意欲的に修学できる学習環境を整備し、学生の個性を重んじた進路指導を実施することを目指す。

2.研究

三重大学は、多様な独創的応用研究と基礎研究の充実を図り、さらに固有の領域を伝承・発展させるとともに、総合科学や新しい萌芽的・国際的研究課題に鋭意取り組み、研究成果を積極的に社会に還元する。

3.社会貢献

三重大学は、教育と研究を通じて地域作りや地域発展に寄与するとともに、地域社会との双方向の連携を推進する。

4.情報化

三重大学は、学内における情報化はもとより、学術研究・地域連携・社会活動等の情報を発信し、グローバル社会における学術文化の拠点となることを目指す。

5.国際化

三重大学は、国際交流・国際協力の拡大と活性化を図るとともに国際的な課題の解決に貢献できる人材を養成し、大学の国際化を目指す。

6.組織

三重大学は、審議・執行・評価の独自性を確立し、学長のリーダーシップの下に、速やかな意志決定と行動を可能にする開かれた大学運営と体制の整備に努める。

(出典：本学ウェブサイト <http://www.mie-u.ac.jp/profile/guide/ideal.html>)

資料 1-1-①-C 三重大学中期目標

http://www.mie-u.ac.jp/disclosure/2nd_2011_obj.pdf

資料 1-1-①-D 三重大学中期計画

http://www.mie-u.ac.jp/disclosure/pdf/20130409_cyukikeikaku.pdf

別添資料 1-1-①-1 各学部・学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的等

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的は学則第 1 条に明確に定められ、各学部・学科においても教育研究上の目的が各学

部規程に定められており、それらの内容は、学校教育法第 83 条に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学は、大学院の目的を三重大学大学院学則第 2 条に明確に定め、さらに第 4 条において修士課程の目的、第 5 条において博士課程の目的を定めている（資料 1-1-②-A）。また、各研究科においても、学則に定める「目的」を踏まえ、それぞれの特性に応じた理念・目的等を各研究科規程等で明確に定めている（別添資料 1-1-②-1）。

資料 1-1-②-A 三重大学大学院学則（抜粋）

<p>（目的）</p> <p>第 2 条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条の 2 研究科又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、各研究科において、別に定める。</p> <p>（修士課程）</p> <p>第 4 条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>（博士課程）</p> <p>第 5 条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>
--

別添資料 1-1-②-1 各研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的等

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院の目的は、大学院学則に明確に定め、この目的に沿って、修士課程及び博士課程のそれぞれの目的を定めている。また、各研究科においても教育研究上の目的を各研究科規程等で明確に定めている。それらの内容は、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 1) 「三重の力を世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す～人と自然の調和・共生の中で～」を大学の基本的な目標（ミッション）に掲げ、中期目標を

設定し、具体的な措置として中期計画を定め、学部・研究科規程において「地域及び国際社会に貢献する」という趣旨の表現を盛り込み、全学的に達成に向けて取り組んでいる。

- 2) 第一期中期目標・中期計画期間の産学官民連携事業における顕著な成果を基盤として、第二期中期目標に「地域のイノベーションを推進できる人材の育成」を新たな具体的目標に掲げるなど、大学の目的に資する新たな取組を行っている。

【改善を要する点】

該当なし